

愛知県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術
の利用に関する規則及び愛知県教育委員会の保有する個人情報
の保護等に関する規則の一部改正について

このことについて、愛知県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の
技術の利用に関する規則及び愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に
関する規則の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成27年9月3日提出

教 育 長 野 村 道 朗

説 明

この案を提出するのは、愛知県個人情報保護条例の一部改正に伴い、必要と
なる事項を規定するためである。

「愛知県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」及び「愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則」を一部改正する規則の概要

第1 改正の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定（平成25年5月31日公布、平成27年10月5日等施行）及びこれに伴う愛知県個人情報保護条例の一部改正（平成27年7月10日公布、同年10月5日等施行）に伴い、任意代理人（本人の委任による代理人）が本人に代わって保有特定個人情報（実施機関が保有する個人情報のうち、個人番号を含むもの）の開示請求、訂正請求又は利用停止請求が新たに可能となったため、その本人確認手続、請求書の様式その他の規定を整備する。

第2 主な改正内容

1 愛知県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

任意代理人が本人に代わって行う保有特定個人情報の開示請求等について、電子申請の対象外とするため、規定を整備する。

2 愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則

(1) 任意代理人が本人に代わって行う保有特定個人情報の開示請求等に係る規定整備

ア 代理権の確認方法（第7条第1項第3号等）

原則として、委任状及び印鑑登録証明書（委任状に押印された本人の実印に係るもの）の提示又は提出による。

イ 任意代理人用の請求書の様式を定める（様式第2の2、様式第11の2及び様式第16の2）

(2) その他所要の規定整備

ア 代理人の資格喪失の届出（第7条第4項及び第5項関係）

法定代理人又は任意代理人が、開示を受ける前に資格を喪失したときは、直ちに書面で届け出るよう義務付け（届出があったときは、開示請求は取り下げられたものとみなす。）

イ 個人情報取扱事務登録簿の記載事項として、特定個人情報の有無を追加（第4条第2項及び様式第1関係）

第3 施行期日

1 平成27年10月5日施行

ただし、個人情報取扱事務登録簿に係る部分（第2の2(2)イ）は、平成28年4月1日施行とする。

2 開示請求等における本人確認手続等に関する適用区分

本人確認手続等の改正は、平成27年10月5日以降になされる開示請求等から適用する。

愛知県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年 月 日

愛知県教育委員会委員長 岩 月 慎 自

愛知県教育委員会規則第十三号

愛知県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

(愛知県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第一条 愛知県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年愛知県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表愛知県個人情報保護条例(平成十六年愛知県条例第六十六号)の項中「第三十八条第一項」の下に「(本人の委任による代理人による請求についてこれらの規定を適用する場合は除く。)」を加える。

(愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第二条 愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成十七年愛知県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第二条第四号」を「第二条第六号」に改める。

第四条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特定個人情報の有無

第六条第一項第二号中「第十三条第三項」を「第十三条第五項」に改め、同条第二項中「様式第二」の下に「(条例第十五条第二項の規定により本人の委任による代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、様式第二の二)」を加える。

第七条を次のように改める。

(開示請求における本人等の証明に必要な書類等)

第七条 条例第十六条第二項の開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類するものとして教育委員会が認める書類

二 法定代理人が本人に代わって請求する場合 当該法定代理人に係る前号に定める書類及び戸籍謄本(開示請求をする日前二十日以内に作成されたものに限る。)(その他その資格を証明する書類として教育委員会が認める書類)

三 本人の委任による代理人が本人に代わって請求する場合 当該代理人に係る第一号に定

める書類及び次のいずれかの書類

イ 開示請求に係る委任状（本人に係る実印が押印されたものであって、開示請求をする
日前三十日以内に作成されたものに限る。）及び当該実印に係る印鑑登録証明書（開示請
求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）

ロ その他その資格を証明する書類として教育委員会が認める書類

2 条例第十六条第一項に規定する開示請求書を送付して開示請求をする場合において、同条
第二項の開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必
要な書類で実施機関の規則で定めるものを提出するときは、当該書類は、前項の規定にか
かわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 前項第一号に掲げる場合 同号に定める書類のうち二以上の種類の書類の写し

二 前項第二号に掲げる場合 当該法定代理人に係る同項第一号に定める書類のうち二以上
の種類の書類の写し及び戸籍謄本（開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限
る。）その他その資格を証明する書類として教育委員会が認める書類

三 前項第三号に掲げる場合 当該代理人に係る同項第一号に定める書類のうち二以上の種
類の書類の写し及び次のいずれかの書類

イ 前項第三号イに掲げる書類

ロ その他その資格を証明する書類として教育委員会が認める書類

3 教育委員会は、愛知県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関す
る規則（平成十六年愛知県教育委員会規則第六号）の規定によりその例によることとされる
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年愛知県規則第五十九号）
第4条第1項の規定により開示請求が行われるときは、第一項第一号及び第二号に定める書
類について、教育委員会の定めるところにより、当該書類の提示又は提出を省略させること
ができる。

4 開示請求をした代理人（条例第十五条第二項に規定する代理人をいう。以下この項におい
て同じ。）又は教育委員会以外の実施機関に開示請求をし、当該実施機関から条例第二十四条
第一項の規定により教育委員会に事案を移送した旨の通知を受けた代理人は、当該開示請求
に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨
を教育委員会に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。
第十三条第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 条例第二十六条第一項の開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを
証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものは、開示請求をした者に係る運転
免許証、旅券その他これらに類するものとして教育委員会が認める書類とする。

4 送付により開示を受ける場合において、条例第二十六条第一項の開示請求に係る保有個人

情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものを提出するときは、当該書類は、前項の規定にかかわらず、開示請求をした者に係る運転免許証、旅券その他これらに類するものとして教育委員会が認める書類のうち二以上の種類の書類の写しとする。

第十六条中「様式第十一」の下に、「(条例第二十九条第二項の規定により本人の委任による代理人が本人に代わって訂正請求をする場合にあっては、様式第十一の二)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(訂正請求における本人等の証明に必要な書類)

第十六条の二 第七条第一項から第三項までの規定は、訂正請求について準用する。

第十九条中「様式第十六」の下に、「(条例第三十七条第二項の規定により本人の委任による代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあっては、様式第十六の二)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(利用停止請求における本人等の証明に必要な書類)

第十九条の二 第七条第一項から第三項までの規定は、利用停止請求について準用する。

様式第一中

本人から収集 本人以外から収集 実施機関内 他の実施機関 実施機関以外の 県の機関 他の官公庁 民間団体・私人 その他 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>	本人から収集 本人以外から収集 実施機関内 他の実施機関 実施機関以外の 県の機関 他の官公庁 民間団体・私人 その他 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>
特定個人情報の有無 無 有	本人から収集 本人以外から収集 実施機関内 他の実施機関 実施機関以外の 県の機関 他の官公庁 民間団体・私人 その他 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>
特定個人情報の有無 無 有	本人から収集 本人以外から収集 実施機関内 他の実施機関 実施機関以外の 県の機関 他の官公庁 民間団体・私人 その他 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>

に

を

改める。

様式を加える。

様式第二中

- 「
- 2 請求の際には、運転免許証等本人であることを証明する書類の提示又は提出が必要です。
 - 3 法定代理人の方が請求する場合は、2の書類のほか、戸籍謄本等その資格を証明する書類が必要です。
- 」

を

- 「
- 2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出（送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、請求者本人であることを証明する2以上の種類の書類の写しの提出）が必要です。
 - 3 法定代理人の方が請求する場合は、法定代理人に係る2の書類のほか、戸籍謄本（請求日前30日以内に作成されたもの）その他その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。また、開示を受ける前に法定代理人の資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を届け出てください。
- 」

に改め、
同様式の次に次の
一

様式第六備考を同様式備考第一号とし、同様式備考に次の一号を加える。

- 2 開示請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第五備考を同様式備考第一号とし、同様式備考に次の一号を加える。

- 2 開示請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第四備考を同様式備考第一号とし、同様式備考に次の一号を加える。

- 2 開示請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第三備考を同様式備考第一号とし、同様式備考に次の一号を加える。

2 開示請求者又は訂正請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第八備考を同様式備考第一号とし、同様式備考に次の一号を加える。

2 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第七備考を同様式備考第一号とし、同様式備考に次の一号を加える。

2 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

一様式を加える。

様式第十一中

- 2 請求の際には、運転免許証等本人であることを証明する書類のほか、訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等の提示又は提出が必要です。
- 3 法定代理人の方が請求する場合は、2の書類のほか、戸籍謄本等その資格を証明する書類が必要です。

を

- 2 請求の際には、次の書類等の提示又は提出が必要です。
- (1) 運転免許証等請求者本人であることを証明する書類(送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、請求者本人であることを証明する2以上の種類の書類の写しを提出してください。)
- (2) 訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等
- 3 法定代理人の方が請求する場合は、2のほか、戸籍謄本(請求日前30日以内に作成されたもの)その他その資格を証明する書類が必要です。

に改め、同様式の次に次の

2 訂正請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第十四備考を同様式備考第一号とし、同様式備考に次の一号を加える。

2 訂正請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第十三備考を同様式備考第一号とし、同様式備考に次の一号を加える。

2 訂正請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第十二備考を同様式備考第一号とし、同様式備考に次の一号を加える。

- 2 「違反に係る規定」には、請求権が認められる愛知県個人情報保護条例第 37 条第 1 項第 1 号（利用の停止又は消去）又は第 2 号（提供の停止）に掲げる違反のうち、該当すると考える違反に係る規定を記入してください。
- 3 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出（送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、請求者本人であることを証明する 2 以上の種類の書類の写しの提出）が必要です。
- 4 法定代理人の方が請求する場合は、法定代理人に係る 3 の書類のほか、戸籍謄本（請求日前 30 日以内に作成されたもの）その他その資格を証明する書類が必要です。

に改め、同様式の次に次の様式を加える。

様式第十六中

愛知県個人情報保護条例第 条の規定に違反して収集、利用又は提供されているので、

- 1 利用の停止
- 2 消 去 を請求する。
- 3 提供の停止

を

- 1 利用の停止
- 2 消 去 を請求する。
- 3 提供の停止

違反に係る規定

- 1 愛知県個人情報保護条例第 条
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 条

に、

- 2 請求の際には、運転免許証等本人であることを証明する書類の提示又は提出が必要です。
- 3 法定代理人の方が請求する場合は、2 の書類のほか、戸籍謄本等その資格を証明する書類が必要です。

を

様式第二十備考を同様式備考第一号とし、同様式備考に次の一号を加える。

- 2 利用停止請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第十九備考を同様式備考第一号とし、同様式備考に次の一号を加える。

- 2 利用停止請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第十八備考を同様式備考第一号とし、同様式備考に次の一号を加える。

- 2 利用停止請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第十七備考を同様式備考第一号とし、同様式備考に次の一号を加える。

- 2 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。ただし、第二条中愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則第四条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に一号を加える改正規定及び同規則様式第一の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 第二条の規定による改正後の愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（以下「新規則」という。）第七条（新規則第十六条の二及び第十九条の二において準用する場合を含む。）並びに第十三条第三項及び第四項の規定は、この規則の施行の日以後になされる開示請求、訂正請求及び利用停止請求について適用し、同日前になされた開示請求、訂正請求及び利用停止請求については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に第二条の規定による改正前の愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の規定に基づいて作成されている自己情報開示請求書、自己情報訂正請求書及び自己情報利用停止請求書の用紙は、愛知県個人情報保護条例（平成十六年愛知県条例第六十六号）第十五条第二項、第二十九条第二項又は第三十七条第二項の規定により本人の委任による代理人が本人に代わって開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合を除き、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

（任意代理人用）

自己情報開示請求書

年 月 日

愛知県教育委員会 殿

請求者（任意代理人）

氏 名

郵便番号

住所（居所）

電話番号

愛知県個人情報保護条例第16条第1項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の開示請求をします。

開示請求をする保有特定個人情報の内容	(行政文書の名称：)
開示の実施の方法 希望する方法をで囲んでください。	1 閲覧・視聴 2 写しの交付 (写しの郵便等による送付 希望する・希望しない)

本	氏 名	
人	住 所 (居 所)	電 話

次の欄は、記入する必要がありません。

担当課等	
備考	

注1 任意代理人の方が本人に代わって開示請求をすることができる対象は、保有特定個人情報のみです。

2 請求の際には、任意代理人に係る運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出（送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、請求者本人であることを証明する2以上の種類の書類の写しの提出）が必要です。また、委任状（本人に係る実印が押印されたものであって、請求日前30日以内に作成されたもの）及び当該実印に係る印鑑登録証明書（請求日前30日以内に作成されたもの）その他その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。

3 また、開示を受ける前に任意代理人の資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を届け出てください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(任意代理人用)

自 己 情 報 訂 正 請 求 書

年 月 日

愛知県教育委員会 殿

請求者 (任意代理人)

氏 名

郵便番号

住所 (居所)

電話番号

年 月 日に開示を受けた保有特定個人情報について、愛知県個人情報保護条例第 30 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正請求をします。

訂正請求をする保有特定個人情報の内容	(行政文書の名称 :)
訂正請求の趣旨	
訂正請求の理由	

本人	氏 名	
	住 所 (居 所)	電 話

次の欄は、記入する必要がありません。

担当課等	
備考	

注 1 任意代理人の方が本人に代わって訂正請求をすることができる対象は、保有特定個人情報のみです。

2 請求の際には、次の書類等の提示又は提出が必要です。

- (1) 任意代理人に係る運転免許証等請求者本人であることを証明する書類 (送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、請求者本人であることを証明する 2 以上の種類の書類の写しを提出してください。)
- (2) 訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等
- (3) 委任状 (本人に係る実印が押印されたものであって、請求日前 30 日以内に作成されたもの) 及び当該実印に係る印鑑登録証明書 (請求日前 30 日以内に作成されたもの) その他その資格を証明する書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(任意代理人用)

自己情報利用停止請求書

年 月 日

愛知県教育委員会 殿

請求者 (任意代理人)

氏 名

郵便番号

住所 (居所)

電話番号

年 月 日に開示を受けた保有特定個人情報について、愛知県個人情報保護条例第 38 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止請求をします。

利用停止請求をする 保有特定個人情報の 内容	(行政文書の名称 :)
利用停止請求の 趣旨	1 利用の停止 2 消 去 を請求する。 3 提供の停止 〔違反に係る規定〕 1 愛知県個人情報保護条例第 条 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律第 条
利用停止請求の理由	

本 人	氏 名	
	住 所 (居 所)	電 話

次の欄は、記入する必要がありません。

担 当 課 等	
備 考	

- 注 1 任意代理人の方が本人に代わって利用停止請求をすることができる対象は、保有特定個人情報のみです。
- 2 「違反に係る規定」には、請求権が認められる愛知県個人情報保護条例第 37 条第 1 項第 1 号 (利用の停止又は消去) 又は第 2 号 (提供の停止) に掲げる違反のうち、該当すると考える違反に係る規定を記入してください。
- 3 請求の際には、任意代理人に係る運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出 (送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、請求者本人であることを証明する 2 以上の種類の書類の写しの提出) が必要です。また、委任状 (本人に係る実印が押印されたものであって、請求日前 30 日以内に作成されたもの) 及び当該実印に係る印鑑登録証明書 (請求日前 30 日以内に作成されたもの) その他その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

愛知県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正新旧対照表

愛知県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正新旧対照表

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年愛知県条例第一号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第三条第一項の教育委員会規則で定める申請等は、別表の上欄に掲げる条例の同表の下欄に掲げる規定に基づき申請等とし、情報通信技術利用条例第三条から第六条までの規定により、愛知県教育委員会に対して行い、又は愛知県教育委員会が行うこととされる手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合等については、他の規則に特別の定めがある場合を除くほか、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年愛知県規則第五十九号）の規定の例による。

新

別表

愛知県情報公開条例（平成十二年愛知県条例第十九号）の項 略	
愛知県個人情報保護条例（平成十六年愛知県条例第六十六号）	第十六条第一項、第三十条第一項及び第三十八条第一項（本人の委任による代理人による請求についてこれらの規定を適用する場合を除く。）

旧

別表

同上	
愛知県個人情報保護条例（平成十六年愛知県条例第六十六号）	第十六条第一項、第三十条第一項及び第三十八条第一項

愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正新旧対照表

新

(登録を要しない個人情報を取り扱う事務)

第三条 条例第十四条第一項第三号に規定する実施機関が定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 県又は国、独立行政法人等(条例第二十条第六号に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(同条第一号に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の職員(独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員を含む。以下この号において同じ。)
- 又は職員であつた者に係る個人情報のうち職務の遂行に関するものを取り扱う事務
- 二 以下 略

(個人情報取扱事務の登録)

第四条 略

2 条例第十四条第二項第六号の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 略
- 二 特定個人情報の有無
- 三 略
- 四 略

(開示請求書に記載する事項等)

第六条 条例第十六条第一項第三号の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 略
- 二 写し(電磁的記録を用紙に出力したものを含む。第十三条第五項において同じ。))の送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第十六条第一項に規定する開示請求書は、様式第二(条例第十五条第二項の規定により本人の委任による代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあっては、様式第二の二)のとおりとする。

(開示請求における本人等の証明に必要な書類等)

第七条 条例第十六条第二項の開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

旧

(登録を要しない個人情報を取り扱う事務)

第三条 同上

- 一 県又は国、独立行政法人等(条例第二十条第四号に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(同条第一号に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の職員(独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員を含む。以下この号において同じ。)
- 又は職員であつた者に係る個人情報のうち職務の遂行に関するものを取り扱う事務
- 二 以下 略

(個人情報取扱事務の登録)

第四条 略

2 同上

- 一 略
- 二 略
- 三 略

(開示請求書に記載する事項等)

第六条 同上

- 一 略
- 二 写し(電磁的記録を用紙に出力したものを含む。第十三条第三項において同じ。))の送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第十六条第一項に規定する開示請求書は、様式第二のとおりとする。

(本人等の証明に必要な書類)

第七条 条例第十六条第二項、第二十六条第一項、第三十条第二項及び第三十一条第二項の保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分

- 1 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類するものとして教育委員会が認める書類
 - 2 法定代理人が本人に代わって請求する場合 当該法定代理人に係る前号に定める書類及び戸籍謄本（開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限り。）その他その資格を証明する書類として教育委員会が認める書類
 - 3 本人の委任による代理人が本人に代わって請求する場合 当該代理人に係る第一号に定める書類及び次のいずれかの書類
 - イ 開示請求に係る委任状（本人に係る実印が押印されたものであって、開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限り。）及び当該実印に係る印鑑登録証明書（開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限り。）
 - ロ その他その資格を証明する書類として教育委員会が認める書類
- 21 条例第十六条第一項に規定する開示請求書を送付して開示請求をする場合において、同条第二項の開示請求に係る保有個人情報（本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものを提出するとき）は、当該書類は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
- 1 前項第一号に掲げる場合 同号に定める書類のうち二以上の種類の書類の写し
 - 2 前項第二号に掲げる場合 当該法定代理人に係る同項第一号に定める書類のうち二以上の種類の書類の写し及び戸籍謄本（開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限り。）（その他その資格を証明する書類として教育委員会が認める書類）
 - 3 前項第三号に掲げる場合 当該代理人に係る同項第一号に定める書類のうち二以上の種類の書類の写し及び次のいずれかの書類
 - イ 前項第三号イに掲げる書類
 - ロ その他その資格を証明する書類として教育委員会が認める書類
- 31 教育委員会は、愛知県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年愛知県教育委員会規則第六号）の規定によりその例によることとされる行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年愛知県規則第五十九号）（第四条第一項の規定により開示請求が行われるときは、第一項第一号及び第二号に定める書類として、教育委員会の定めるところにより、当該書類の提示又は提出を省略させることが出来る。）

- に依り、当該各号に掲げる書類とする。
- 1 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類するものとして教育委員会が認める書類
 - 2 未成年者又は成年被後見人に代わって法定代理人が請求する場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本（その他その資格を証明する書類として教育委員会が認める書類）

4| 開示請求をした代理人（条例第十五条第二項に規定する代理人をいう。以下この項において同じ。）又は教育委員会以外の実施機関に開示請求をし、当該実施機関から条例第二十四条第一項の規定により教育委員会に事案を移送した旨の通知を受けた代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を教育委員会に届け出なければならぬ。

5| 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（保有個人情報の開示の実施等）

第十三条 1及び2 略

3| 条例第二十六条第一項の開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものは、開示請求をした者に係る運転免許証、旅券その他これらに類するものとして教育委員会が認める書類とする。

4| 送付により開示を受ける場合において、条例第二十六条第一項の開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものを提出するときは、当該書類は、前項の規定にかかわらず、開示請求をした者に係る運転免許証、旅券その他これらに類するものとして教育委員会が認める書類のうち二以上の種類の書類の写しとする。

5| 略

6| 略

（訂正請求書の様式）

第十六条 条例第三十条第一項に規定する訂正請求書は、様式第十一（条例第二十九条第二項の規定により本人の委任による代理人が本人に代わつて訂正請求をする場合にあつては、様式第十一の二）のとおりとする。

（訂正請求における本人等の証明に必要な書類）

第十六条の二 第七条第一項から第三項までの規定は、訂正請求について準用する。

（利用停止請求書の様式）

第十九条 条例第三十八条第一項に規定する利用停止請求書は、様式第十六（条例第三十七条第二項の規定により本人の委任による代理人が本人に代わつて利用停止請求をする場合にあつては、様式第十六の二）のとおりとする。

（利用停止請求における本人等の証明に必要な書類）

（保有個人情報の開示の実施等）
第十三条 1及び2 略

3| 略

4| 略

（訂正請求書の様式）

第十六条 条例第三十条第一項に規定する訂正請求書は、様式第十一のとおりとする。

（利用停止請求書の様式）

第十九条 条例第三十八条第一項に規定する利用停止請求書は、様式第十六のとおりとする。

第十九条の二
準用する。

第七条第一項から第三項までの規定は、利用停止請求について

様式第 1 (第 4 条関係)

新

全庁共通事務		地方機関共通事務		固有事務		登録簿の作成課室所		
事務の名称 事務の目的	保有個人情報の 対象者の範囲	保有個人情報の項目			個人情報の 処理形態	個人情報の収集先	個人情報の 経常的提供先	個人情報保有 課室所
		識別番号 氏名 性別 生年月日・ 年齢 住所 電話番号 国籍・本籍	家族状況 結婚歴・離 婚歴 親族関係 職業・職歴 学業・学歴 資格 賞罰	思想・信条 信教 社会的差 別の原因 となるお それのあ る個人情 報 その他	電子計算機 処理の有無 有 無	本人から収集 本人以外から収集 実施機関内 他の実施機関 実施機関以外の 県の機関 他の官公庁 民間団体・私人 その他	無 有 実施機関内 他の実施機関 実施機関以外の 県の機関 他の官公庁 民間団体・私人 その他	(備考)
		健康状態・ 病歴 障害 身体的特 性・能力 性質・性格	成績・評価 財産・収入 納税状況 公的扶助 取引状況 趣味・嗜好 動機・意見 ・相談	()	電子計算機 処理をする 場合のオン ライン結合 の有無 有 無	特定個人情報の有無 無 有	外部委託の有無 無 有	
		識別番号 氏名 性別 生年月日・ 年齢 住所 電話番号 国籍・本籍	家族状況 結婚歴・離 婚歴 親族関係 職業・職歴 学業・学歴 資格 賞罰	思想・信条 信教 社会的差 別の原因 となるお それのあ る個人情 報 その他	電子計算機 処理の有無 有 無	本人から収集 本人以外から収集 実施機関内 他の実施機関 実施機関以外の 県の機関 他の官公庁 民間団体・私人 その他	無 有 実施機関内 他の実施機関 実施機関以外の 県の機関 他の官公庁 民間団体・私人 その他	(備考)
		健康状態・ 病歴 障害 身体的特 性・能力 性質・性格	成績・評価 財産・収入 納税状況 公的扶助 取引状況 趣味・嗜好 動機・意見 ・相談	()	電子計算機 処理をする 場合のオン ライン結合 の有無 有 無	特定個人情報の有無 無 有	外部委託の有無 無 有	

(注) は当該事項に該当すること、 は当該事項に該当しないことを表しています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

旧

様式第 1 (第 4 条関係)

全庁共通事務		地方機関共通事務		固有事務		登録簿の作成課室所		
事務の名称 事務の目的	保有個人情報の 対象者の範囲	保有個人情報の項目			個人情報の 処理形態	個人情報の収集先	個人情報の 経常的提供先	個人情報保有 課室所
		識別番号 氏名 性別 生年月日・ 年齢 住所 電話番号 国籍・本籍	家族状況 結婚歴・離 婚歴 親族関係 職業・職歴 学業・学歴 資格 賞罰	思想・信条 信教 社会的差 別の原因 となるお それのあ る個人情 報 その他	電子計算機 処理の有無 有 無	本人から収集 本人以外から収集 実施機関内 他の実施機関 実施機関以外の 県の機関 他の官公庁 民間団体・私人 その他	無 有 実施機関内 他の実施機関 実施機関以外の 県の機関 他の官公庁 民間団体・私人 その他	(備考)
		健康状態・ 病歴 障害 身体的特 性・能力 性質・性格	成績・評価 財産・収入 納税状況 公的扶助 取引状況 趣味・嗜好 動機・意見 ・相談	()	電子計算機 処理をする 場合のオン ライン結合 の有無 有 無	外部委託の有無 無 有	外部委託の有無 無 有	
		識別番号 氏名 性別 生年月日・ 年齢 住所 電話番号 国籍・本籍	家族状況 結婚歴・離 婚歴 親族関係 職業・職歴 学業・学歴 資格 賞罰	思想・信条 信教 社会的差 別の原因 となるお それのあ る個人情 報 その他	電子計算機 処理の有無 有 無	本人から収集 本人以外から収集 実施機関内 他の実施機関 実施機関以外の 県の機関 他の官公庁 民間団体・私人 その他	無 有 実施機関内 他の実施機関 実施機関以外の 県の機関 他の官公庁 民間団体・私人 その他	(備考)
		健康状態・ 病歴 障害 身体的特 性・能力 性質・性格	成績・評価 財産・収入 納税状況 公的扶助 取引状況 趣味・嗜好 動機・意見 ・相談	()	電子計算機 処理をする 場合のオン ライン結合 の有無 有 無	外部委託の有無 無 有	外部委託の有無 無 有	

(注) は当該事項に該当すること、 は当該事項に該当しないことを表しています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

自己情報開示請求書		
年 月 日		
愛知県教育委員会 殿		
氏 名		
郵便番号		
住所（居所）		
電話番号		
愛知県個人情報保護条例第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示請求をします。		
請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人	
開示請求をする保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
開示の実施の方法 希望する方法を で囲んでください。	1 閲覧・視聴 2 写しの交付 (写しの郵便等による送付 希望する・希望しない)	
法定代理人の方が請求する場合は、次の欄にも記入してください。		
本人	区 分	1 未成年者 2 成年被後見人
	氏 名	
	住 所 (居 所)	電 話
次の欄は、記入する必要がありません。		
担当課等		
備 考		
注1 印の欄は、該当する番号を で囲んでください。		
2 請求の際には、 <u>運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出（送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、請求者本人であることを証明する2以上の種類の書類の写しの提出）が必要</u> です。		
3 法定代理人の方が請求する場合は、 <u>法定代理人に係る2の書類のほか、戸籍謄本等（請求日前 30 日以内に作成されたもの）その他その資格を証明する書類の提示又は提出が必要</u> です。また、開示を受ける前に法定代理人の資格を喪失したときは、 <u>直ちに、書面でその旨を届け出て</u> ください。		
備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。		

自己情報開示請求書		
年 月 日		
愛知県教育委員会 殿		
氏 名		
郵便番号		
住所（居所）		
電話番号		
愛知県個人情報保護条例第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示請求をします。		
請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人	
開示請求をする保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
開示の実施の方法 希望する方法を で囲んでください。	1 閲覧・視聴 2 写しの交付 (写しの郵便等による送付 希望する・希望しない)	
法定代理人の方が請求する場合は、次の欄にも記入してください。		
本人	区 分	1 未成年者 2 成年被後見人
	氏 名	
	住 所 (居 所)	電 話
次の欄は、記入する必要がありません。		
担当課等		
備 考		
注1 印の欄は、該当する番号を で囲んでください。		
2 請求の際には、 <u>運転免許証等本人であることを証明する書類の提示又は提出が必要</u> です。		
3 法定代理人の方が請求する場合は、 <u>2の書類のほか、戸籍謄本等その資格を証明する書類が必要</u> です。		
備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。		

（任意代理人用）

自己情報開示請求書

年 月 日

愛知県教育委員会 殿

請求者（任意代理人）

氏 名

郵便番号

住所（居所）

電話番号

愛知県個人情報保護条例第16条第1項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の開示請求をします。

開示請求をする保有特定個人情報の内容	(行政文書の名称：)
開示の実施の方法 希望する方法を で囲んでください。	1 閲覧・視聴 2 写しの交付 (写しの郵便等による送付 希望する・希望しない)

本人	氏 名	
	住 所 (居 所)	電 話

次の欄は、記入する必要がありません。

担当課等	
備考	

注1 任意代理人の方が本人に代わって開示請求をすることができる対象は、保有特定個人情報のみです。

2 請求の際には、任意代理人に係る運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出（送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、請求者本人であることを証明する2以上の種類の書類の写しの提出）が必要です。また、委任状（本人に係る実印が押印されたものであって、請求日前30日以内に作成されたもの）及び当該実印に係る印鑑登録証明書（請求日前30日以内に作成されたもの）その他その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。

3 また、開示を受ける前に任意代理人の資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を届け出てください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

新

様式第3（第8条関係）

自己情報開示決定通知書		第 号 年 月 日
様		
愛知県教育委員会		印
<p>年 月 日付で開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することとしましたので、愛知県個人情報保護条例第21条第1項の規定により通知します。</p>		
開示請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日 午前 時 午後
	場 所	
開示の実施の方法		
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用 円 2 写しの送付に要する費用 郵便切手 円分	
担 当 課 等	電話 内線	
<p>注1 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。</p> <p>2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで連絡してください。</p>		

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 開示請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

旧

様式第3（第8条関係）

自己情報開示決定通知書		第 号 年 月 日
様		
愛知県教育委員会		印
<p>年 月 日付で開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することとしましたので、愛知県個人情報保護条例第21条第1項の規定により通知します。</p>		
開示請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日 午前 時 午後
	場 所	
開示の実施の方法		
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用 円 2 写しの送付に要する費用 郵便切手 円分	
担 当 課 等	電話 内線	
<p>注1 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。</p> <p>2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで連絡してください。</p>		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

新

様式第4（第8条関係）

自己情報一部開示決定通知書		第 号 年 月 日
様		
愛知県教育委員会 印		
<p>年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、愛知県個人情報保護条例第21条第1項の規定により通知します。</p>		
開示請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称 :)	
開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日 午前 時 午後 時
	場 所	
開示の実施の方法		
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用 円 2 写しの送付に要する費用 郵便切手 円分	
開示しないこととした部分		
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由		
担 当 課 等	電話 内線	
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。)</p> <p>3 1の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。)</p> <p>注1 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。</p> <p>2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで連絡してください。</p>		

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 開示請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

旧

様式第4（第8条関係）

自己情報一部開示決定通知書		第 号 年 月 日
様		
愛知県教育委員会 印		
<p>年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、愛知県個人情報保護条例第21条第1項の規定により通知します。</p>		
開示請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称 :)	
開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日 午前 時 午後 時
	場 所	
開示の実施の方法		
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用 円 2 写しの送付に要する費用 郵便切手 円分	
開示しないこととした部分		
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由		
担 当 課 等	電話 内線	
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。)</p> <p>3 1の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。)</p> <p>注1 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。</p> <p>2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで連絡してください。</p>		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

新

様式第5（第8条関係）

自己情報不開示決定通知書	
第 号	年 月 日
様	
愛知県教育委員会 印	
<p>年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないこととしましたので、愛知県個人情報保護条例第21条第2項の規定により通知します。</p>	
開示請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	
担 当 課 等	電話 内線
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）</p> <p>3 1の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）</p>	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 開示請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

旧

様式第5（第8条関係）

自己情報不開示決定通知書	
第 号	年 月 日
様	
愛知県教育委員会 印	
<p>年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないこととしましたので、愛知県個人情報保護条例第21条第2項の規定により通知します。</p>	
開示請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	
担 当 課 等	電話 内線
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）</p> <p>3 1の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）</p>	

- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第6（第9条関係）

新

決定期間延長通知書		第 号
		年 月 日
様		
愛知県教育委員会		印
<p>年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、愛知県個人情報保護条例第 条第 項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。</p>		
請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
愛知県個人情報保護条例第 条第 項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
延長の理由		
担当課等	電話	内線

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第6（第9条関係）

旧

決定期間延長通知書		第 号
		年 月 日
様		
愛知県教育委員会		印
<p>年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、愛知県個人情報保護条例第 条第 項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。</p>		
請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
愛知県個人情報保護条例第 条第 項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
延長の理由		
担当課等	電話	内線

- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

決定期間特例通知書		第 号 年 月 日
様		
愛知県教育委員会		印
<p>年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、愛知県個人情報保護条例第 条の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。</p>		
請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称 :)	
愛知県個人情報保護条例第 条第 項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき 決定等をする期間及びその部分	期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	部 分	
残りの保有個人情報について 決定等をする期限	年 月 日	
愛知県個人情報保護条例第 条を適用する理由		
担 当 課 等	電話	内線

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

決定期間特例通知書		第 号 年 月 日
様		
愛知県教育委員会		印
<p>年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、愛知県個人情報保護条例第 条の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。</p>		
請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称 :)	
愛知県個人情報保護条例第 条第 項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき 決定等をする期間及びその部分	期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	部 分	
残りの保有個人情報について 決定等をする期限	年 月 日	
愛知県個人情報保護条例第 条を適用する理由		
担 当 課 等	電話	内線

- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第8（第11条関係）

新

事案移送通知書		第 号 年 月 日
様		
愛知県教育委員会		印
<p>年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、愛知県個人情報保護条例第 条第 項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。</p>		
請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
移送をした実施機関（教育委員会）の担当課等	電話	内線
移送を受けた実施機関（ 決定等をする実施機関）		
移送を受けた実施機関の担当課等	電話	内線
移送をした理由		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 開示請求者又は訂正請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第8（第11条関係）

旧

事案移送通知書		第 号 年 月 日
様		
愛知県教育委員会		印
<p>年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、愛知県個人情報保護条例第 条第 項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。</p>		
請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
移送をした実施機関（知事）の担当課等	電話	内線
移送を受けた実施機関（ 決定等をする実施機関）		
移送を受けた実施機関の担当課等	電話	内線
移送をした理由		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

自己情報訂正請求書

年 月 日

愛知県教育委員会 殿

氏 名
郵便番号
住所(居所)
電話番号

年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、愛知県個人情報保護条例第 30 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正請求をします。

請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人
訂正請求をする保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
訂正請求の趣旨	
訂正請求の理由	

法定代理人の方が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人	区分	1 未成年者 2 成年被後見人
	氏名	
	住所(居所)	電話

次の欄は、記入する必要がありません。

担当課等	
備考	

注 1 印の欄は、該当する番号を で囲んでください。
 2 請求の際には、次の書類等の提示又は提出が必要です。
 ① 運転免許証等請求者本人であることを証明する書類(送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、請求者本人であることを証明する 2 以上の種類の書類の写しを提出してください。)
 ② 訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等
 3 法定代理人の方が請求する場合は、2のほか、戸籍謄本(請求日前 30 日以内に作成されたもの)その他その資格を証明する書類が必要です。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

自己情報訂正請求書

年 月 日

愛知県教育委員会 殿

氏 名
郵便番号
住所(居所)
電話番号

年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、愛知県個人情報保護条例第 30 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正請求をします。

請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人
訂正請求をする保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
訂正請求の趣旨	
訂正請求の理由	

法定代理人の方が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人	区分	1 未成年者 2 成年被後見人
	氏名	
	住所(居所)	電話

次の欄は、記入する必要がありません。

担当課等	
備考	

注 1 印の欄は、該当する番号を で囲んでください。
 2 請求の際には、運転免許証等本人であることを証明する書類のほか、訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等の提示又は提出が必要です。
 3 法定代理人の方が請求する場合は、2の書類のほか、戸籍謄本等その資格を証明する書類が必要です。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(任意代理人用)

自己情報訂正請求書

年 月 日

愛知県教育委員会 殿

請求者(任意代理人)

氏 名

郵便番号

住所(居所)

電話番号

年 月 日に開示を受けた保有特定個人情報について、愛知県個人情報保護条例第 30 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正請求をします。

訂正請求をする保有特定個人情報の内容	(行政文書の名称 :)
訂正請求の趣旨	
訂正請求の理由	

本人	氏 名	
	住所(居所)	電話

次の欄は、記入する必要がありません。

担当課等	
備考	

注 1 任意代理人の方が本人に代わって訂正請求をすることができる対象は、保有特定個人情報のみです。

2 請求の際には、次の書類等の提示又は提出が必要です。

- (1) 任意代理人に係る運転免許証等請求者本人であることを証明する書類(送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、請求者本人であることを証明する 2 以上の種類の書類の写しを提出してください。)
- (2) 訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等
- (3) 委任状(本人に係る実印が押印されたものであって、請求日前 30 日以内に作成されたもの)及び当該実印に係る印鑑登録証明書(請求日前 30 日以内に作成されたもの)その他その資格を証明する書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第 12 (第 17 条関係)

新

自己情報訂正決定通知書		第 号
		年 月 日
様		
愛知県教育委員会		印
<p>年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正することとしましたので、愛知県個人情報保護条例第 32 条第 1 項の規定により通知します。</p>		
訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称:)	
訂 正 の 内 容	訂正前	
	訂正後	
訂 正 年 月 日	年 月 日	
担 当 課 等	電話 内線	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 訂正請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第 12 (第 17 条関係)

旧

自己情報訂正決定通知書		第 号
		年 月 日
様		
愛知県教育委員会		印
<p>年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正することとしましたので、愛知県個人情報保護条例第 32 条第 1 項の規定により通知します。</p>		
訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称:)	
訂 正 の 内 容	訂正前	
	訂正後	
訂 正 年 月 日	年 月 日	
担 当 課 等	電話 内線	

- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

自己情報一部訂正決定通知書	
第 号	年 月 日
様	
愛知県教育委員会 印	
年 月 日付で訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を訂正することとしましたので、愛知県個人情報保護条例第 32 条第 1 項の規定により通知します。	
訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称:)
訂 正 の 内 容	訂正前
	訂正後
訂正しないこととした部分及びその理由	
訂 正 年 月 日	年 月 日
担 当 課 等	電話 内線
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、愛知県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1 の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。)</p> <p>3 1 の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。)</p>	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
 2 訂正請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

自己情報一部訂正決定通知書	
第 号	年 月 日
様	
愛知県教育委員会 印	
年 月 日付で訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を訂正することとしましたので、愛知県個人情報保護条例第 32 条第 1 項の規定により通知します。	
訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称:)
訂 正 の 内 容	訂正前
	訂正後
訂正しないこととした部分及びその理由	
訂 正 年 月 日	年 月 日
担 当 課 等	電話 内線
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、愛知県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1 の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。)</p> <p>3 1 の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。)</p>	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

自己情報不訂正決定通知書	
	第 号 年 月 日
様	
愛知県教育委員会 印	
<p>年 月 日付で訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正しないこととしましたので、愛知県個人情報保護条例第 32 条第 2 項の規定により通知します。</p>	
訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称:)
訂正しないこととした理由	
担 当 課 等	電話 内線
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、愛知県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1 の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。)</p> <p>3 1 の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。)</p>	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 訂正請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

自己情報不訂正決定通知書	
	第 号 年 月 日
様	
愛知県教育委員会 印	
<p>年 月 日付で訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正しないこととしましたので、愛知県個人情報保護条例第 32 条第 2 項の規定により通知します。</p>	
訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称:)
訂正しないこととした理由	
担 当 課 等	電話 内線
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、愛知県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1 の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。)</p> <p>3 1 の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。)</p>	

- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

自己情報利用停止請求書

年 月 日

愛知県教育委員会 殿

氏 名
郵便番号
住所(居所)
電話番号

年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、愛知県個人情報保護条例第 38 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止請求をします。

請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人
利用停止請求をする保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
利用停止請求の趣旨	1 利用の停止 2 消 去 を請求する。 3 提供の停止 違反に係る規定 1 愛知県個人情報保護条例第 条 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 条
利用停止請求の理由	

法定代理人の方が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人	区 分	1 未成年者 2 成年被後見人
	氏 名	
	住 所 (居 所)	
	電 話	

次の欄は、記入する必要がありません。

担当課等	
備考	

注 1 印の欄は、該当する番号を で囲んでください。
 2 「違反に係る規定」には、請求権が認められる愛知県個人情報保護条例第 37 条第 1 項第 1 号(利用の停止又は消去)又は第 2 号(提供の停止)に掲げる違反のうち、該当すると考える違反に係る規定を記入してください。
 3 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出(送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、請求者本人であることを証明する 2 以上の種類の書類の写しの提出)が必要です。
 4 法定代理人の方が請求する場合は、法定代理人に係る 3 の書類のほか、戸籍謄本(請求日前 30 日以内に作成されたもの)その他その資格を証明する書類が必要です。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

自己情報利用停止請求書

年 月 日

愛知県教育委員会 殿

氏 名
郵便番号
住所(居所)
電話番号

年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、愛知県個人情報保護条例第 38 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止請求をします。

請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人
利用停止請求をする保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
利用停止請求の趣旨	愛知県個人情報保護条例第 条の規定に違反して 収集、利用又は提供されているので、 1 利用の停止 2 消 去 を請求する。 3 提供の停止
利用停止請求の理由	

法定代理人の方が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人	区 分	1 未成年者 2 成年被後見人
	氏 名	
	住 所 (居 所)	
	電 話	

次の欄は、記入する必要がありません。

担当課等	
備考	

注 1 印の欄は、該当する番号を で囲んでください。
 2 請求の際には、運転免許証等本人であることを証明する書類の提示又は提出が必要です。
 3 法定代理人の方が請求する場合は、2 の書類のほか、戸籍謄本等その資格を証明する書類が必要です。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(任意代理人用)

自己情報利用停止請求書

年 月 日

愛知県教育委員会 殿

請求者(任意代理人)

氏 名

郵便番号

住所(居所)

電話番号

年 月 日に開示を受けた保有特定個人情報について、愛知県個人情報保護条例第 38 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止請求をします。

利用停止請求をする 保有特定個人情報の 内容	(行政文書の名称：)
利用停止請求の 趣旨	1 利用の停止 2 消 去 を請求する。 3 提供の停止 違反に係る規定 1 愛知県個人情報保護条例第 条 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律第 条
利用停止請求の理由	

本 人	氏 名	
	住 所 (居 所)	電 話

次の欄は、記入する必要がありません。

担 当 課 等	
備 考	

注 1 任意代理人の方が本人に代わって利用停止請求をすることができる対象は、保有特定個人情報のみです。

2 「違反に係る規定」には、請求権が認められる愛知県個人情報保護条例第 37 条第 1 項第 1 号(利用の停止又は消去)又は第 2 号(提供の停止)に掲げる違反のうち、該当すると考える違反に係る規定を記入してください。

3 請求の際には、任意代理人に係る運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出(送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、請求者本人であることを証明する 2 以上の種類の書類の写しの提出)が必要です。また、委任状(本人に係る実印が押印されたものであって、請求日前 30 日以内に作成されたもの)及び当該実印に係る印鑑登録証明書(請求日前 30 日以内に作成されたもの)その他その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

自己情報利用停止決定通知書	
第	号
年 月 日	
様	
愛知県教育委員会 印	
<p>年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止することとしましたので、愛知県個人情報保護条例第 40 条第 1 項の規定により通知します。</p>	
利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称:)
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
担当課等	電話 内線

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

備考 2 利用停止請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

自己情報利用停止決定通知書	
第	号
年 月 日	
様	
愛知県教育委員会 印	
<p>年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止することとしましたので、愛知県個人情報保護条例第 40 条第 1 項の規定により通知します。</p>	
利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称:)
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
担当課等	電話 内線

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

自己情報一部利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛知県教育委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を利用停止することとしましたので、愛知県個人情報保護条例第 40 条第 1 項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称 :)
利用停止の内容	
利用停止しないこととした部分及びその理由	
利用停止年月日	年 月 日
担当課等	電話 内線

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、愛知県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1 の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。)
- 3 1 の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。)

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 利用停止請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

自己情報一部利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛知県教育委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を利用停止することとしましたので、愛知県個人情報保護条例第 40 条第 1 項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称 :)
利用停止の内容	
利用停止しないこととした部分及びその理由	
利用停止年月日	年 月 日
担当課等	電話 内線

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、愛知県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1 の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。)
- 3 1 の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

自己情報利用不停止決定通知書	
第 号	年 月 日
様	
愛知県教育委員会 印	
<p>年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止しないこととしましたので、愛知県個人情報保護条例第 40 条第 2 項の規定により通知します。</p>	
利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称 :)
利用停止しないこととした理由	
担 当 課 等	電話 内線
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、愛知県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1 の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。)</p> <p>3 1 の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。)</p>	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 利用停止請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

自己情報利用不停止決定通知書	
第 号	年 月 日
様	
愛知県教育委員会 印	
<p>年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止しないこととしましたので、愛知県個人情報保護条例第 40 条第 2 項の規定により通知します。</p>	
利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称 :)
利用停止しないこととした理由	
担 当 課 等	電話 内線
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、愛知県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1 の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。)</p> <p>3 1 の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。)</p>	

- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

審議会諮問通知書		第 号
		年 月 日
様		
愛知県教育委員会		印
<p>年 月 日付けの 決定等に対する不服申立てについては、次のとおり愛知県個人情報保護審議会に諮問しましたので、愛知県個人情報保護条例第 43 条第 2 項の規定により通知します。</p>		
決定等の あった保有個人情報 の内容	(行政文書の名称 :)	
不服申立ての内容		
諮 問 し た 日	年 月 日	
担 当 課 等	電話	内線

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

審議会諮問通知書		第 号
		年 月 日
様		
愛知県教育委員会		印
<p>年 月 日付けの 決定等に対する不服申立てについては、次のとおり愛知県個人情報保護審議会に諮問しましたので、愛知県個人情報保護条例第 43 条第 2 項の規定により通知します。</p>		
決定等の あった保有個人情報 の内容	(行政文書の名称 :)	
不服申立ての内容		
諮 問 し た 日	年 月 日	
担 当 課 等	電話	内線

- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。